

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめとは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせ、自殺や不登校を引き起こす恐れのある深刻な人権問題である。

いじめは、昨今、「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある児童生徒間トラブル、いじめを受けている児童がそれを否定するなど、いじめかどうかの見極めが難しくなっている。

このことを踏まえ、本校においては、普通授業の充実、集団作りをめざした活動を軸に、「いじめ対策委員会」の活性化、いじめの早期発見・積極的認知のための措置の推進、教職員の資質能力を高めるための研修の充実等に努めていく。

本方針は、国における検証（課題意識）及び基本方針の改定を鑑み、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、本校におけるいじめ対策推進法の基本的な方向、具体的な取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等のための対策は全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等のための対策は全ての児童がいじめを行わず、児童の周りで行われるいじめを認識し、これを放置することがないように、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とする。

加えて、いじめを受けた児童の生命や心身を保護することが特に重要であることを全職員で理解し認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭、その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

・ 構成員（職名又は校務分掌）

学校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主任，教育相談主任，養護教諭，栄養教諭
生徒指導委員会，スクールカウンセラー

・ 役割

- ・ いじめの未然防止・いじめを許さない環境づくりをする。
- ・ いじめの情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う。
→各学年の児童の情報交換と課題の共有。
- ・ アンケート調査や聴き取り調査等による事実関係の把握及びいじめであるか否かの判断を行う。
→重大事態に対する判断と対応。
- ・ いじめを受けた児童に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導の対応

方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

→いじめや疑われる行為を発見した場合の集約窓口になり、その後の対応を行う。

→いじめに関する情報に対する指導や保護者との連携に係る助言・支援を行う。

→関係機関、専門機関との連携や対応をする。

・取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

→児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発等を行う。

→取組の推進や基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認を行う。

・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

・「いじめ防止等基本方針」の見直しを行う。

・開催時期

定例委員会（毎月第1月曜日）を開催。ただし、緊急時の対応の場合はその時に応じて開催する。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

・児童・保護者への周知方法

・いじめ対策委員会の役割や構成員等の情報を「学校だより」「学校ホームページ」等で保護者及び地域へ発信する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・学習環境の整備

・児童の社会性や規範意識を養うための教室掲示を心掛ける。

→「学校のきまり」「目指すべき子ども像」及び学級の実態に即応した人権に関わるスローガンや行動目標を掲示する。

→児童の主体的な活動を目に見える形で掲示する。

・児童が安心して学習に取り組めるよう、話型や発表の仕方等学習時の規律（約束やルール）を掲示する。

・学級文庫を充実させる。

→他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養える図書や読書の意欲が高まるような図書を充実させる。

・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重できる態度を育成するため、児童の努力や個性が表出した成果物を掲示する。

・教室の衛生や美化及び危険箇所の排除に努め、児童が気持ちよくすごせる環境を保つ。

・授業改善の充実

・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。

→構造的な板書を工夫する。（学習内容以外のことは提示しない。）

→本時の学習課題（問題）を提示する。

→1時間ごとの振り返りを行う。

→学習時の規律（約束やルール等）を全ての児童が確実に身につけ、意欲的に、また安心して学習に取り組める環境作りを行う。

→言語活動とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習内容や形態の工夫をする。

→話し合い活動をより活性化させるため、司会の仕方をカードにしてもたせたり、教室に掲示したりする。

・主体的な学習につながる発展的学習の充実を図る。

- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
→焦点化した授業を構築する。
- ・各教科・特別活動と道德との関わりを把握し、全教育活動を通して道德性が身に付くような指導を構築していく。

・道德教育、人権教育の充実

- ・問題のある言動については、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした態度で指導を徹底する
- ・毎月1回、人権に関わる授業を実施し、児童の成果物を学年ごとに学校掲示板に掲示する。
→11月の人権月間でいじめ・おもしろい関わる内容を取り上げる。
- ・気持ちのよい挨拶ができるよう、挨拶の仕方と挨拶の意義を適宜指導する。
→朝の声かけ運動の実施（教職員、児童会、地域諸団体が校門前に立って登校してくる児童に挨拶する）（4月、9月、1月）
- ・人権集会で学校長から全校児童に話をする。
- ・毎月の行動目標について生徒指導主任から全校児童に話をする。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室を実施する。
- ・道德的実践力を育むため、教育活動全般を通して道德教育の充実を図る。
- ・6年間を通して道德的価値が偏らないよう、低学年からバランスよく価値を配分していく。（道德の年間計画の作成等）
- ・「考え、議論する道德」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れた授業を実施する。
- ・いじめやおもしろい関わる道德教材を積極的に実施する。
（副読本「私たちの道德」等の活用）

・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習やその他の体験学習を通して仲間との関係づくりを行う。
- ・運動会や縦割り活動、学習発表会などの学校行事を通して仲間との関係づくりを行う。
- ・西総合支援学校の生徒との交流やふれあいの里の方との交流を通して、道德的価値の深まりを図る。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
→挨拶運動期間を設定し、児童会の児童が所定の場所に立ち、挨拶を奨励する。
→校内安全期間を設定し、児童会の児童が所定の場所に立ち、廊下を走らないよう呼び掛ける。
- ・縦割り活動の交流を進め、人と関わる力の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成を図る。
→校区内オリエンテーリング
- ・PTA、地域生徒指導連絡協議会、少年補導委員会等の取組への積極的参画を促す。
→PTAフェスティバル、夏の宿泊学習、夏祭り、餅つき大会、等への参加を呼びかける。
- ・12月の人権月間の取組で、人権標語・スローガンを作成する。

・児童同士の絆づくり

- ・よい所を認めあい、意見の違いに折り合いをつけながらお互いが高まりあえる雰囲気作りをする。
→学級会、朝の会・帰りの会を有効活用する。
- ・児童の所属感、肯定感を高め合えるような集団作りをする。
→毎月2回構成的エンカウンターを行い、児童同士のリレーション作りや所属

- 感・肯定感を高める。
- ・話を聞く姿勢・態度を育成する。
 - 「話をしっかり聞くことは、人を大切にすることである」ことを前提に、授業中を中核にし、あらゆる場で話を聞く姿勢・態度を養うための指導・支援を行う。
- ・お互いの感性や努力が認め合える場や時間を設定する。
 - 「1分間スピーチ」「よい所見つけ」「学級通信（日記・作文・詩等の掲載）」「成果物の掲示」等の取組を通して、児童一人一人の物の見方や考え方、がんばりや優しさを共感したり認め合ったりできるようにする。
- ・連帯感や仲間意識を高められる取組を構築する。
 - 「お楽しみ会」「歌をみんなで楽しく歌う」「外遊びの奨励」「児童が主体的に企画・運営できる係活動の充実」「〇〇大会」等の取組を構築する。
- ・正しい問題解決の方法を定着させる。
 - いじめの対処の仕方（傍観者にならない）やいやな思いをした時の対処の仕方（帰りの会の活用・先生に相談）を適宜指導する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

・ 日常の児童に関する情報共有

- ・教職員は、児童の変容や問題行動等の情報収集に努め、いじめ・不登校に関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」に報告し、組織で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年会を通して全教職員で共有する。
- ・重大案件については、緊急に「いじめ対策委員会」を開き、対応等の検討後、全職員で情報を共有する。
- ・家庭訪問や三者懇談の場を活用し、家庭と学校が情報を共有し、共同して児童の育成に対処する基盤を作る。

・ 児童に対する定期的な調査

- ・いじめに特化したアンケートを9月と1月に実施し、いじめの兆候の早期実態把握を行う。また、4～6年生は、9月以外にも必要に応じてクラスマネージメントシートを行い、学級経営の状態を把握し学級経営の見直しを図る。
- ・学校評価アンケートにいじめの項目を盛り込んで9月に行い、実態の把握に努める。
- ・各学年毎に「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際に、担任は上記のアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。
- ・「いじめ対策委員会」とスクールカウンセラーが連携をし、児童がスクールカウンセラーと定期的に相談できる環境を作る。

・ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

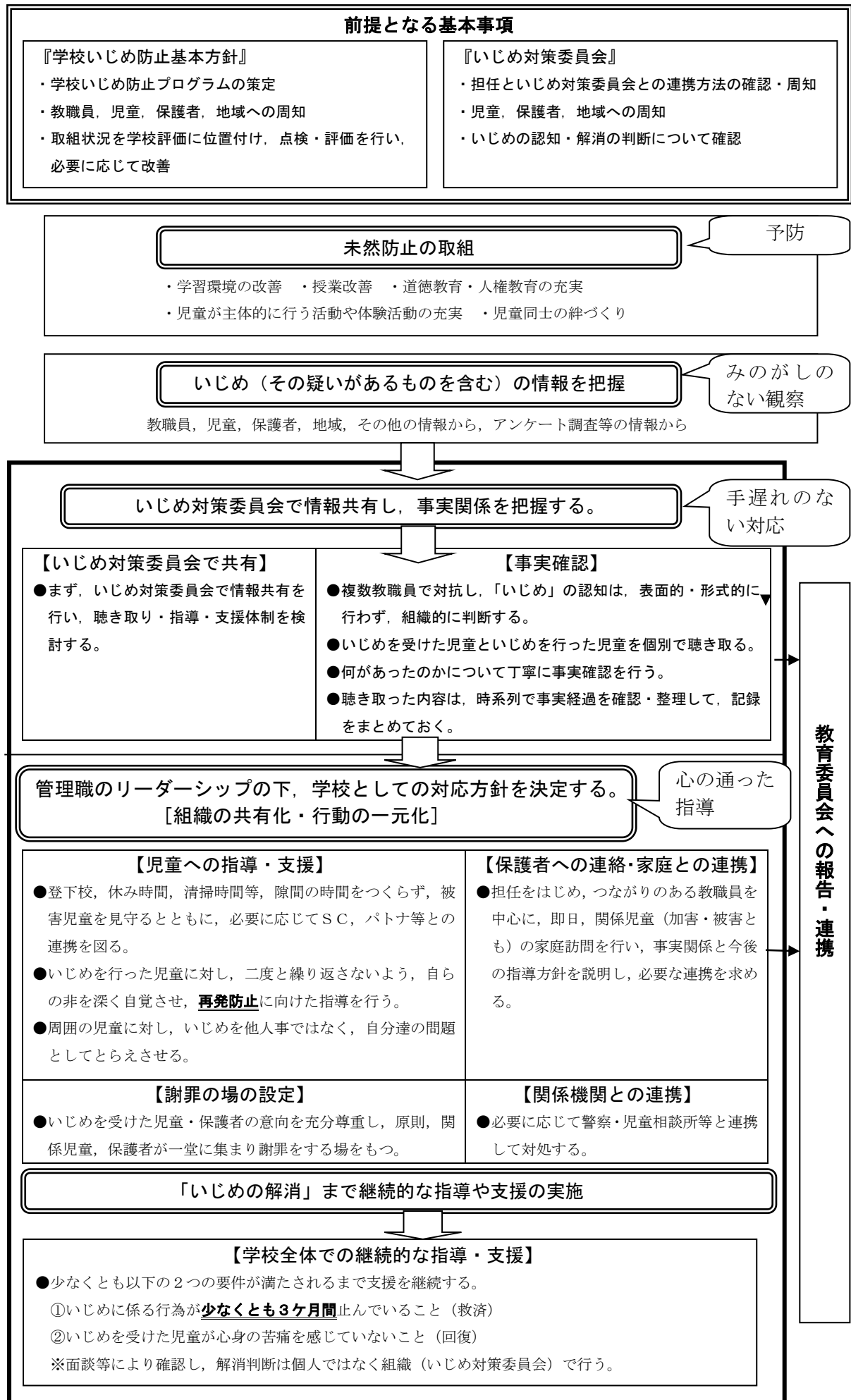
- ・いじめアンケート・クラスマネージメントや学校評価アンケートの結果分析をし、日常の生活・学習指導の改善に努める。
- ・クラスマネージメントシートの活用に関わる研修を行う。
 - アンケート結果については、児童に丁寧に聴き取りを実施し、各クラス・各学年間だけでなく、いじめ対策委員会で共有し、早期発見・適切な初期対応等、いじめの問題の取組の推進や生徒指導に活用する。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

・ 基本的な考え方

早期発見、早期報告を基本とし、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの芽もいじめととらえつつ、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめとする関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善、再発防止に向けた取組を進める。

・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



- ・全学級で情報モラル教育を積極的に行い、未然防止を図る。
- ・外部講師を招いて情報モラル教育を行い、事例研修等で理解を深める。
→「情報モラル教室」「ケータイ教室」等の実施。
- ・地域生徒指導連絡協議会や情報モラル教育の授業参観等を活用して地域への啓発活動を行う。

・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・積極的な家庭訪問で児童理解の機会を増やす。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」の実施による情報共有と組織的な動きを構築する。
- ・いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。
- ・いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・登校や下校、朝読書や休み時間、掃除時間等、たくさんの教職員による校内の巡視による児童の見守り活動を実施する。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。

(4) 教職員の資質向上の取組

・内容

- ・全教職員が、いじめの未然防止の対策・早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応の在り方を共通理解する。
→「学校いじめ防止基本方針」の内容を基にして行う。
- ・普通授業・学級経営と生徒指導の関わり等、望ましい人間関係や集団指導の在り方の研修の充実を図る。
→普通授業及び学級経営において、有効な取組・手立てを交流しその拡充を図る。
→構成的グループエンカウンターについての研修を行う。
- ・全教職員が携帯電話・スマートフォンやインターネット等の危険性について理解し、インターネットによる問題行動やいじめの未然防止に役立てる。

・実施時期

研修の時期は、以下の時期に実施する。

- 4月（学校いじめ防止基本方針の共通理解研修・構成的グループエンカウンターに関わる研修）
- 5月（児童理解研修・話し合い、学級経営に関わる研修）
- 6月（いじめに特化した研修）
- 8月（情報モラル研修・アンケート結果を基にした研修・構成的グループエンカウンターについての理論研修）
- 10月（児童理解研修）

4 保護者・地域、関係機関との連携

・保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・桂坂小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「桂坂小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深めるために、懇談会や地域生徒指導連絡協議会等にて周知していく。また、スクールガードリーダーや少年補導委員等の学校に関連している団体や地域の団体との連携を密にしておく。
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「桂坂小学校いじめ防止基本方針」の内容を発信・周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。

- 人権月間での学級懇談会で啓発する。（参観・懇談）
- 非行防止教室，情報モラル教室の保護者の参観を実施する。
- ・事案によっては警察署少年係との連携を密にし，被害児童の身の安全を最優先させると共に，児童相談所やスクールカウンセラー等との連携を図り，加害児童や被害児童の精神的ケアを図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については，「いじめ防止対策推進法」を踏まえ，京都市教育委員会を通じて，重態事態が発生した旨を市長に報告する。その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するために京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ，本校が調査主体となる場合には，本校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・速やかに京都市教育委員会に報告し，調査の主体等についての協議を行う。
- ・京都市教育委員会が調査主体となった場合，その指示のもとで資料の提出などを行い，調査への協力をする。
- ・本校が調査主体となった場合，本校の下に調査組織を設置し，事実関係を明確にするための調査を行い，京都市教育委員会に調査結果を報告する。この調査結果を踏まえて，必要に応じて保護者へ適切な情報提供をし，同種の事態発生の防止に向けた取組の推進を行う。
- ・重大事態の防止のために，被害児童の保護を最優先に考えた対応をし，加害児童には責任ある指導をする。また，その事実確認をした内容や指導した内容を保護者に連絡をし，京都市教育委員会に報告する。
- ・周りにいた児童にも自分ごととして捉えさせ，学級や学年の集団への指導も行う。

※重大事態の定義

- ・生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし，年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	職員会 「学校いじめの防止等基本方針の再検討」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会①	【共通】 ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」	・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）	・授業参観・学級懇談会 ・学級懇談会①の中で保護者啓発 ・全校放送で校長から啓発

	「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への方法について検討」 生徒指導委員会① 「今年度の指導の重点、計画の共有」 「構成的グループエンカウンターについて」	・学級目標 ・あいさつ運動 ・なかよしの日 （なかよし目標） ・道徳の時間 ・1年生を迎える会		
5	いじめ対策委員会② 「学校いじめの防止等の基本方針の共通理解」 「いじめ等、気になる児童の確認」 生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気になる児童の共有」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」 「話し合える学級作りについて」	【共通】 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・なかよしの日 （やまゆりの児童） ・道徳の時間 ・縦割り活動（顔合わせ） 【6年】修学旅行 【4年】みさきの家 野外活動 【5年】スチューデントシティ	・いじめ記名式アンケート（1回目） 全学年実施，学年集約と共有	・憲法月間「学校だより」で啓発 ・家庭訪問週間
6	いじめ対策委員会③ 「いじめに特化した研修」	【共有】 ・休日参観で全学級「道徳」を公開 ・縦割り活動 ・道徳の時間 ・非行防止教室 ・教育相談（個別面談）	・学校評価アンケート（児童・保護者）	・教育フォーラム ・学校運営協議会で説明① ・休日参観（道徳授業公開）
7	いじめ対策委員会④ 「いじめ等、気になる児童について共有」	【共有】 ・道徳の時間 ・縦割り活動 ・教育相談（個別面談）	・学校評価アンケート（教職員）	・自由参観 ・個人懇談会
8	いじめ対策委員会⑤ 「いじめアンケートの結果について共有」 生徒指導研修会（構成的グループエンカウンター理論研修） 「薬物乱用防止」研修会 「いじめ等、気になる児童について共有」 職員会 「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの見直しと確認」	【共有】 ・「あいさつ運動」	・学校評価結果の集約と考察，共有	
9	いじめ対策委員会⑥ 「いじめ等、気になる児童について共有」 「未然防止に向けた取組の確認」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」①	【共有】 ・縦割り活動 ・道徳の時間 ・教育相談（個別面談） 【5・6年】 ・携帯モラル教室（5・6年）	教育相談週間 4～6年：クラマネと 1～3年：クラマネ桂坂バージョン実施， 学年集約と共有	・授業参観

10	いじめ対策委員会⑦ 「いじめ等，気になる児童について共有」 「記名式アンケートの実施に向けて」	【共有】 ・縦割り活動 ・道徳の時間 【5年】花背山の家 長期宿泊学習		・学校運営協議会で説明② ・運動会
11	職員会 「クラマネの結果について共有」 いじめ対策委員会⑧ 「いじめ等，気になる児童について共有」	【共有】 ・なかよしの日 (同和教育) ・道徳の時間 ・人権参観 ・朝会の講話の中で人権について ・人権標語の作成	いじめ記名式アンケート(2回目)全学年実施，学年集約と共有	・授業参観・人権懇談会 (保護者への啓発)
12	いじめ対策委員会⑨ 「いじめ等，気になる児童について共有」 「年間計画の見直し」 職員会 「いじめアンケートの結果について共有」「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの見直しと確認」	【共有】 ・なかよしの日 (人権教育) ・人権集会 ・道徳の時間 ・個人懇談会 【6年】小中連携	人権集会	・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	いじめ対策委員会⑩ 「いじめ等，気になる児童について共有」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」	【共有】 ・道徳の時間 ・「あいさつ運動」	4～6年：クラマネと 1～3年：クラマネ桂坂バージョン実施， 学年集約と共有 学校評価アンケート (児童・保護者)	・授業参観
2	いじめ対策委員会⑪ 「いじめ等，気になる児童について共有」 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 生徒指導校内研修会⑤(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」	【共有】 ・道徳の時間 ・図工展 ・学級懇談会 【6年】 ・情報モラル教育 ・卒業社会見学 【4年】 1/2成人式の取組 【6年】卒業遠足	学校評価アンケート(教職員) ・学校評価結果の集約と考察，共有	・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観・懇談会学級懇談会の中で保護者啓発
3	いじめ対策委員会⑫ 「いじめ等，気になる児童について共有」「いじめ防止プログラムPDCAサイクルの見直しと確認」 「年間計画の見直し」 職員会 「クラマネの結果について共有」 「次年度の基本方針の確認」	【共有】 ・道徳の時間 ・6年生を送る会 ・卒業証書授与式	・次年度に向け，アンケート等の結果の学年集約 ・アンケートの原本の保管(5年保存)	・学校運営協議会で説明③
※ 年間計画には示していないが，「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として，学習環境の整備や授業改善はもとより，道徳教育，人権教育の充実，児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実，児童生徒同士の絆づくりについては，すべての教育活動を通じて行う。 ※ 「いじめ対策委員会」については，いじめ事案の発覚時に，速やかに臨時で開催する。 事案の経過や解消の確認については，定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。				